

第 8 章

計画の進捗管理と見直し、届出

8—1. PDCAサイクルによる進行管理

本計画の策定後においては、おおむね5年毎に計画に記載された種々施策の実施や評価指標の状況について、関連する計画や施策等と連携しながら調査・分析を行います。

社会情勢の変化や上位計画、その他関連する計画等との整合を図りながら、必要に応じて、適宜、計画を見直すなど、Plan（計画）Do（実施）Check（評価）Action（改善）サイクルを実施し、計画の目標を着実に実現します。

8—2. 社会情勢の変化に応じた計画の見直し

本計画は、20年後の令和24(2042)年度を見据えた計画となりますが、PDCAサイクルに基づいた計画の見直し以外にも、本市を取り巻く社会経済情勢に大きな変化が生じた場合には、必要に応じて柔軟な見直しを行うものとします。

本計画では、人口や施設集積状況、災害リスク情報の周知等により災害リスクの低い地域への自主的な立地・誘導を基本として区域を設定していますが、今後の見直しにおいては、更なる人口減少・高齢化の状況を踏まえつつ、地域の実情を考慮しながら、居住誘導区域の見直しについても検討を行います。

8—3. 届出制度の運用

居住誘導区域外、都市機能誘導区域外となる区域では、一定規模以上の住宅の建築行為または開発行為、そして誘導施設を有する建築物の建築行為または開発行為を行おうとする場合などに市への届出が義務付けられます。

区域外での建築または開発が、誘導区域内での立地誘導を図る上で支障があると認められる場合、市は、協議・調整の上、勧告等の必要な措置を行います。

届出が必要となる行為は右図のとおりとなっています。

【都市再生特別措置法第88条第1項】

居住誘導区域外で届出が必要となる開発行為・建築行為	○開発行為	・3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ・1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの
	○建築行為	・3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ・建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

【3戸以上の住宅開発・建築行為】



【1,000㎡以上の開発行為】



【都市再生特別措置法第108条第1項】

都市機能誘導区域外で届出が必要となる建築行為・開発行為	○開発行為	・誘導施設を有する建築物の開発行為を行おうとする場合
	○建築行為	・誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ・建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする場合 ・建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする場合

【都市再生特別措置法第108条の2第1項】

都市機能誘導区域内で届出が必要となる建築行為・開発行為	・都市機能誘導区域内の誘導施設を休止、または廃止しようとする場合
-----------------------------	----------------------------------